

組合員・利用者の皆様へ

令和5年11月
県央愛川農業協同組合

ICキャッシュカードの「生体認証機能」の取り扱い終了について

日頃より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、関連機器の機種更改・保守サービスの終了等に伴い、ICキャッシュカードの「生体認証機能」の取り扱いにつきまして、令和6年3月31日（日）をもって順次終了させていただきます。

取り扱い終了後、お持ちのキャッシュカードは引き続きご利用いただけますが、当組合のATMにおける1日当たりのご利用限度額^{※1}が「200万円」から「100万円」に変更^{※2}となります。

「生体認証機能」をご利用の組合員・利用者の皆様につきましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※1 出金、振込・振替、定期預入の合算額になります。

※2 窓口にて個別にご利用限度額を設定している場合、限度額が異なる場合があります。

以 上